

令和7年度各務原市職員採用試験案内【早期開催枠】

行政、土木、建築、電気、保育士

(民間企業等職務経験者・大学卒程度・短大卒程度)

(令和8年4月1日採用予定。採用日を繰り上げる場合があります)

各務原市は、「しあわせを実感できるまち」を目指しています。

市民の皆様と「対話」を重ねながら、まちの未来の姿・想い・目標を共有する気概を持ち、課題に対して着実・果敢に挑んでいける方の申込みをお待ちしています。

1 募集職種・試験区分・採用予定人員・受験資格

試験区分は1つのみ選択してください(複数受験することはできません)。

職種	試験区分	採用予定人員	受験資格(下記の要件をすべて満たすこと。)
行政	民間企業等 職務経験者	10人程度	- 平成7年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた方 - 同一事業所(民間企業等)に継続して勤務していた期間が2年以上ある方
	大学卒程度		平成9年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方
土木	民間企業等 職務経験者	5人程度	- 平成4年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方 - 土木関係の設計・施工管理等の業務で同一事業所(民間企業等)に継続して勤務していた期間が2年以上ある方 - 大学、短期大学等において土木に関する専門課程を修めて卒業した方
	大学卒程度		- 平成10年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方 - 大学等において土木に関する専門課程を修めて卒業した方または令和8年3月末までに卒業見込みの方
	短大卒程度		- 平成12年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた方 - 短期大学等において土木に関する専門課程を修めて卒業した方または令和8年3月末までに卒業見込みの方
建築	民間企業等 職務経験者	若干人	- 平成4年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方 - 建築関係の設計・施工管理等の業務で同一事業所(民間企業等)に継続して勤務していた期間が2年以上ある方 - 大学、短期大学等において建築に関する専門課程を修めて卒業した方
	大学卒程度		- 平成10年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方 - 大学等において建築に関する専門課程を修めて卒業した方または令和8年3月末までに卒業見込みの方
	短大卒程度		- 平成12年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた方 - 短期大学等において建築に関する専門課程を修めて卒業した方または令和8年3月末までに卒業見込みの方

職種	試験区分	採用予定人員	受験資格（下記の要件をすべて満たすこと。）
電気	民間企業等 職務経験者	若干人	・平成4年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方 ・電気関係の設計・施工管理・施設管理等の業務で同一事業所（民間企業等）に継続して勤務していた期間が2年以上ある方 ・大学、短期大学等において電気に関する専門課程を修めて卒業した方
	大学卒程度		・平成10年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方 ・大学等において電気に関する専門課程を修めて卒業した方または令和8年3月末までに卒業見込みの方
	短大卒程度		・平成12年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた方 ・短期大学等において電気に関する専門課程を修めて卒業した方または令和8年3月末までに卒業見込みの方
保育士	民間企業等 職務経験者	3人程度	・昭和61年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方 ・保育士の資格を有する方 ・保育関係の業務で同一事業所（民間企業等）に継続して勤務していた期間が2年以上ある方
	大学卒程度		・平成8年4月2日から平成16年4月1日（短大卒程度の区分は、平成18年4月1日）までに生まれた方
	短大卒程度		・保育士の資格を有する方又は令和8年3月末までに資格取得見込みの方

※受験資格等について

- ・「大学等」とは、学校教育法に規定される大学又はこれらと同等と認める学校のことをいう。
- ・「短期大学等」とは、学校教育法に規定される短期大学、高等専門学校又はこれらと同等と認める学校のことをいう。
- ・申込書の記載内容に虚偽、不正等があることが判明した場合、職員として採用しません。
- ・採用後に受験資格等に虚偽、不正等が発覚した場合は、採用を取り消します。
- ・最終合格後、採用時までには受験資格を満たすことを明らかにする書類（資格免許証の写し、卒業証明書等）の提出が必要です。書類の提出ができない場合は、採用しません。
- ・受験資格に定める資格取得見込みの方が、令和8年3月末までに当該資格を取得できなかった場合は、採用しません。

次に該当する方は、受験できません。

(1) 日本の国籍を有しない方

(2) 次に掲げる事項のいずれか（地方公務員法第16条に規定する欠格条項）に該当する方

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

イ 各務原市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

※「同一事業所（民間企業等）に継続して勤務していた期間」についての説明※

- ・「同一事業所（民間企業等）に継続して勤務していた期間」とは、会社員、公務員、アルバイト、パートタイマー等として、週30時間以上の勤務を同一の事業所に継続して就業した期間です。雇用形態（正規・非正規）は問いません。
- ・第1次試験の受験時（令和7年4月15日）に、同一事業所で2年以上継続した職務経験が必要です。
- ・最終合格者は採用前に勤務していた事業所等による職歴証明書等の提出が必要です。
- ・休職などで会社を休んでいた期間は通算しません。
- ・同一期間内の重複した職務経験は、一方のみを通算します。

2 受験申込手続

	受験申込はインターネットで受け付けます。 ・市ウェブサイト（下記URL）にて希望する試験区分の専用申込フォームを選択してください。 https://www.city.kakamigahara.lg.jp/shisei/bosyuu/1008770/1023646/1023652.html  ・設問に沿って必要事項を入力してください。 ・申込み完了後、「申込完了確認メール」の受信確認をしてください。
申込方法	【データ添付】 ・顔写真（ファイル形式：JPG、PNG、BMP） 【入力事項】 ・氏名、住所、電話番号、メールアドレス、性別、生年月日、各務原市在住年数 ・合格通知等送付先 ・学歴、職歴等 ・資格免許 ・志望動機（200字まで） ・従事したい仕事（200字まで） ・興味のある事（趣味等）（180字まで） ・自分の長所や強み・それに伴うエピソード（900字まで） ・自覚している自分の性格（100字まで） ・他の就職活動状況 ・その他自由入力欄
受付期間	令和7年3月17日（月）午前8時30分～令和7年4月7日（月）午後5時15分
注意事項	・申込みが完了した後、<u>入力したメールアドレスに受験番号が記載された「申込完了確認メール」が送信されます。本メールが受験票になるため、試験当日はメール画面またはメールを印刷したものを提示していただきます。</u> ・迷惑メール対策等でドメイン指定を行っている場合、受験票（申込完了確認メール）が届かない場合がありますので、「@logoform.jp」のドメインからのメールが届くよう受信設定してください。 ・申込完了後に入力内容を変更することはできません。入力内容に誤りがないか、申込前に必ずご確認ください。 ・インターネット環境がない等の理由でやむを得ずインターネット申込ができない場合は、人事課にお問い合わせください。 ・身体等の事情により、受験に際して特に配慮を必要とする場合は、申込フォームの入力事項「その他自由入力欄」にその旨を記載してください。

3 試験の日程・場所

試験	職種	試験科目	日程 (第2次以降は予定)	試験会場 (予定)
第1次 (※)	全職種	適性検査 (SPI3)	4月15日 (火) ～4月30日 (水)	全国のテストセンター会場 またはオンライン会場
第2次	行政 土木 建築 電気	面接	5月17日 (土) もしくは 5月18日 (日)	各務原市産業文化センター (各務原市那加味町2丁目 186番地) ※受験者数等に応じ、変更になる ことがあります。以下同じ。
	保育士	実技、面接		
第3次	全職種	面接	6月1日 (日) もしくは 6月7日 (土)	各務原市産業文化センター

※ 一級建築士資格を有する方は、第1次試験を免除します。第2次試験から受験ください。

<第1次試験受験時の注意事項>

- ・適性検査 (SPI3) は上記期間内で受験可能な日時を予約し、株式会社リクルートマネジメントソリューションズが設置している全国のテストセンター会場、またはオンライン会場で受験いただきます。
(テストセンター会場情報: <https://www.spi.recruit.co.jp/testcenter/list.html>)
- ・適性検査 (SPI3) の受験案内は、4月7日以降、専用申込フォームに入力いただいたメールアドレス宛にメール送信します。

4 試験の内容

試験	職種	試験科目	内容
第1次	全職種	適性検査 (SPI3)	性格検査、基礎能力検査 (「言語分野」と「非言語分野」の基礎的な能力を図る検査)
第2次	行政 土木 建築 電気	面接	面接による人物・性格等の総合判断
	保育士	実技	職務遂行上必要な技術を有するかどうかを判断する試験
		面接	面接による人物・性格等の総合判断
第3次	全職種	面接	面接による人物・性格等の総合判断

5 合格発表

試験	発表時期（予定）	発表場所
第1次	5月上旬	市ウェブサイト、市役所前及び各市民サービスセンター前の掲示場に掲示。 合格者のみ郵送等で通知。
第2次	5月下旬	
第3次	6月上旬	

6 採用の方法

- ① この試験の最終合格者は採用候補者名簿に登載され、そのうちから採用者が決定されます。したがって、採用候補者名簿に登載された方が全て採用されるとは限りません。
- ② 採用予定時期は原則として令和8年4月1日ですが、最終合格者のうち学校を既に卒業されている方で、当該最終合格者に支障ないときは、採用日を繰り上げる場合があります（必ず行うわけではありません。）。

7 待遇

- ① 初任給（令和7年4月1日現在）は、試験区分が民間企業等職務経験者の合格者で236,900円、大学卒程度で226,600円、短大卒程度で210,532円（地域手当を含む。）です。社会人としての職務経歴、最終学歴等に応じて、一定の基準により初任給に加算される場合があります（例：試験区分が民間企業等職務経験者の合格者で、採用時の年齢が30歳、大学卒業後民間企業での職務経歴が8年の初任給の例で、25万円程度（地域手当を含む。））。
- ② 昇給は、原則として年1回です。
- ③ 上記初任給のほか、条例等に定められた支給要件に応じ扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。
- ④ 勤務時間は1日7時間45分、原則として週38時間45分です（勤務先により異なることがあります。）。

*申込みをされる方へ

各務原市職員採用試験は、皆様の申込みに応じて試験の準備が行われます。これらはすべて市民の方より納められた税金を使って行われるものです。貴重な税金を有効に活用するためにも、試験を申し込まれた方は必ず受験されますようお願いいたします。

採用に関する問合せ先

各務原市役所 市長公室 人事課（本庁舎3階）

住 所：〒504-8555 各務原市那加桜町1丁目69番地

電話番号：（058）383-1450 《直通》

（058）383-1111 《代表》 内線 2133